基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日を基準日と定め、同日正午現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年一月十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十二月十六日

東京都千代田区大手町二丁目一番一号
フォーランドフォレックス株式会社
代表取締役　頭本　光雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十二月十六日

東京都西東京市西原町一丁目四番一号
アイディホーム株式会社
代表取締役　久林　欣也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月十六日

東京都西東京市西原町一丁目四番一号
アイディホーム株式会社
代表取締役　久林　欣也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月十四日開催予定の臨時株主総会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、株券無効の効力発生日は、平成二十三年一月十四日開催予定の臨時株主総会において、決議された時からとなります。

平成二十二年十二月十六日

東京都西東京市西原町一丁目四番一号
アイディホーム株式会社
代表取締役　久林　欣也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月十六日

埼玉県川越市大字的場一三八九番地三
中島計速器株式会社
代表取締役　中島真理子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月十六日

名古屋市中区栄三丁目一番三五号
杉本食肉産業株式会社
代表取締役　杉本　達哉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月十六日

名古屋市中区栄三丁目一番三五号
杉本ミートチエン株式会社
代表取締役　杉本　豊繁

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十二月十六日

埼玉県川越市大字的場一三八九番地三
中島計速器株式会社
代表取締役　中島真理子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石川修一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年十二月十六日

埼玉県鳩ヶ谷市坂下町三丁目一八番一九号
ハート・バレー・インク
日本における代表者　石川　修一

限定承認公告

本籍名古屋市北区東大曽根町本通五丁目七二五番地の二、最後の住所名古屋市東区大幸一丁目九番二号　被相続人　亡　伊東　紀子

右被相続人は平成二十二年九月二日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十六日

名古屋市中村区則武一丁目一〇番六号側島ノリタケビル二階名古屋法律事務所
相続財産管理人伊東秀高
代理人弁護士　松本　篤周
同　亀井千恵子

株式譲渡制限設定につき株券提出公告及び定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年一月二十日までに当社にご提出下さい。

また、当社は、平成二十三年一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月十六日

大阪府三島郡島本町水無瀬二丁目三番六号
株式会社リライフコーポレーション
代表取締役　佐川　俊哉

出資一口の金額の減少公告

左記組合は、それぞれ甲については平成二十二年十一月十九日に、乙、丙及び丁については同年同月十八日に開催した総代会において、平成二十三年三月一日をもって合併して甲は、乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することを決議し、この合併に伴い、現在の出資一口の金額を甲は六千円から、乙は二千円から、丙は三千円から、丁は五千円から千円にそれぞれ減少することとしましたので、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月十六日

札幌市北区あいの里五条三丁目一番五号
(甲)北海道教育大学生活協同組合
代表理事　佐々木胤則
北海道岩見沢市緑が丘二丁目三四番地
北海道教育大学岩見沢分校内
(乙)北海道教育大学岩見沢生活協同組合
代表理事　能條　歩
北海道釧路市城山一丁目一五番五五号
北海道教育大学釧路分校内
(丙)北海道教育大学釧路生活協同組合
代表理事　神田　房行
北海道函館市八幡町一番二号
(丁)北海道教育大学函館生活協同組合
代表理事　田中　邦明

訂正公告

平成二十二年十二月七日掲載の(甲)北海道教育大学生活協同組合、(乙)北海道教育大学旭川生活協同組合、(丙)北海道教育大学岩見沢生活協同組合、(丁)北海道教育大学釧路生活協同組合及び(戊)北海道教育大学函館生活協同組合に係る合併公告中、「以上、消費生活協同組合法第六十八条第四項において準用する」とあるは、「以上、消費生活協同組合法第六十八条第四項及び」の誤り、又「理事長　佐々木胤則」とあるは、「代表理事　佐々木胤則」の誤り、又「理事長　伊藤　一男」とあるは、「代表理事　伊藤　一男」の誤り、又「理事長　能條　歩」とあるは、「代表理事　能條　歩」の誤り、又「理事長　神田　房行」とあるは、「代表理事　神田　房行」の誤り、又「理事長　田中　邦明」とあるは、「代表理事　田中　邦明」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年十二月十六日

札幌市北区あいの里五条三丁目一番五号
(甲)北海道教育大学生活協同組合
代表理事　佐々木胤則
北海道旭川市北門町九丁目文部省用地内
(乙)北海道教育大学旭川生活協同組合
代表理事　伊藤　一男
北海道岩見沢市緑が丘二丁目三四番地
北海道教育大学岩見沢分校内
(丙)北海道教育大学岩見沢生活協同組合
代表理事　能條　歩
北海道釧路市城山一丁目一五番五五号
北海道教育大学釧路分校内
(丁)北海道教育大学釧路生活協同組合
代表理事　神田　房行
北海道函館市八幡町一番二号
(戊)北海道教育大学函館生活協同組合
代表理事　田中　邦明

正

ページ	段	行	誤	正
二一	四		日本国	日本国政府

平成二十二年十二月二日目次欄中
(原稿誤り)

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月十六日付第二六七号
十一月十八日付衆会第一〇

九六ページ●同日付政府調達第二三六号四八ページ●
号一三六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円(本体一、五二〇円)　本号一部一三六円(本体一三〇円)　(配送料別)